## 地方独立行政法人加古川市民病院機構医師職退職手当規程

制定 平成23年4月1日 規程番号 第18号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。) 第20条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構(以下「法人」という。)に 勤務する医師免許又は歯科医師免許(以下「医師免許等」という。)を有する職員(以下「医師等」 という。)の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 医師等の退職手当に関する事項は、この規程及び関係諸規程のほか、労働基準法(昭和22年法律 第49号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによる。

(職員の意義)

第2条 この規程において職員とは、就業規則の適用を受ける医師等及び地方独立行政法人加古川市民病院機構任期付職員規程の適用を受ける医師等(以下「専攻医」という。)をいう。

(退職手当の支給)

第3条 この規程による退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合にあっては、その遺族)に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

- 第4条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、 その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
  - (1) 職員を故意に死亡させた者
  - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第5条 次条及び第15条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第11条まで及び第13条の規定により計算した退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次条又は第9条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は

、医師免許等を取得した年度及び退職日に応じて級号給表(別表第1)に定める級号給に対応する 退職手当基礎額表(別表第2)の退職手当基礎額(以下「退職手当基礎額」という。)に、その者 の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第9条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第18条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
  - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
  - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第8条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(就業規則第66条の規定により定年退職した者 又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長が承認したものに限る。 )に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の退職手当基礎額に、その者の勤続期間 を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
  - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
  - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

## (整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第9条 就業規則第68条第3項第4号に該当し退職した者であって理事長が承認したもの、業務上の 傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(就業規則第66条の規定によ り定年退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長が承 認したものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職手当基礎額に、その者の勤続期間を次の 各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
  - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
  - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
  - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

## (基礎在職期間)

第10条 退職した者の基礎在職期間とは、その者に係る退職(この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第16条第5項に規定する地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨て

られたこと又は第18条第1項若しくは第20条第1項の規定により一般の退職手当の全部を支給しないこととされたことにより一般の退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第16条第5項に規定する地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第16条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた地方公務員 等としての引き続いた在職期間
- (3) 第16条第5項に規定する再び職員となった者の同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が認めた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第11条 第9条第1項に規定する者のうち、就業規則第66条に規定する定年退職日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「退職手当基礎額」とあるのは、「退職手当基礎額及び退職手当基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。

## (業務又は通勤によることの認定基準)

第12条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

### (退職手当の基本額の最高限度額)

- 第13条 第7条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職手当基礎額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。
- 2 第11条に規定する者に対する前項の規定の適用については、同項中「第7条から第9条まで」とあるのは、「第11条の規定により読み替えて適用する第9条」と、「退職手当基礎額」とあるのは、「退職手当基礎額及び退職手当基礎額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」と、「これらの」とあるのは、「第11条の規定により読み替えて適用する第9条の」と読み替えるものとする。

#### (退職手当の調整額)

- 第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第60条の規定による休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員賞罰規程(以下「賞罰規程」という。)第6条第3号の規定による停職、地方独立行政法人加古川市民病院機構育児介護休業規程(以下「育児介護休業規程」という。)第3条の規定による育児休業、同規程第10条の2の規定による出生時育児休業、同規程第11条の規定による介護休業、同規程第24条の規定による育児短時間勤務その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)のうち第5項で定めるものを除く。)ごとにその者の当該各月の役職等により、役職等別調整月額表(別表第3)に定める職員の区分(以下「職員の区分」という。)に応じた調整月額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。
- 2 退職した者の基礎在職期間に第10条第2号から第4号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における前項、次項及び第5条の規定の適用については、その者は、理事長の定めるところにより次の各号に定める職員として在職していたものとみなす。
  - (1) 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間については、当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事

していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての 引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間については、当該特定基礎在職期間 に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務 に従事する職員
- 3 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第3の表の右欄に掲げるその者の当該各月における役職等に対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において、同表の右欄に掲げる2以上の役職等に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの役職等のそれぞれに対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - (1) 退職した者のうち自己都合退職者(第7条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
  - (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した 額の2分の1に相当する額
  - (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 第1項に規定する第5項で定める月は、次の各号に掲げる月とする。
  - (1) 就業規則第60条第1項第4号の規定による休職又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)については、次号から第4号までに規定する現実に職務に従事することを要しなかった期間のある休職月等を除き、当該休職月等
  - (2) 育児介護休業規程第3条の規定による育児休業及び同規程第10条の2の規定による育児休業および出生時育児休業により現実に職務に従事することを要しなかった期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のある休職月等については、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等
  - (3) 就業規則第60条第1項第3号の規定による休職により現実に職務に従事することを要しなかった期間のある休職月等については、理事長の定める休職月等
  - (4) 第1号に規定する理由以外の理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間のある休職月等(前2号に規定する現実に職務に従事することを要しなかった期間のある休職月等を除く。)については、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等
- 6 第3項(第2項の規定により同項各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 7 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する 月に近い月に係るものを先順位とする。

#### (一般の退職手当の額に係る特例)

第15条 第9条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が 退職の日におけるその者の退職手当基礎額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないと きは、第6条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額と する。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 削除

(勤続期間の計算)

- 第16条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月ま での月数による。
- 3 職員が退職した場合(第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が 退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については 、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに次の各号に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、当該各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
  - (1) 第14条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数の2分の1に相当する月数
  - (2) 就業規則第60条第1項第3号の規定による休職の期間について、上位資格を取得した場合についてはその月数の2分の1に相当する月数、それ以外の場合はその月数
  - (3) 就業規則第60条第1項第4号の規定による休職又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数
- 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員、国家公務員(国家公務員退 職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)又は法人以外の一般地方独立行政法 人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。) 若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。)に使用される者 (役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。)(以下「地方公務員等」という。)が引き続 いて職員となったときにおけるその者(理事長の要請により職員となった者のうち、特に必要と認 めた者に限る。)の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第25条第2項の規定によ り退職手当を支給されないで地方公務員等となり、引き続いて地方公務員等として在職した後引 き続いて職員となった場合における先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員 等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合にお いて、その者地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用す るものとする。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け ているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期 間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規定等 において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の退 職手当基礎額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り 捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする
- 6 前各項の規定により勤続期間を計算する場合において6月以上1年未満の端数は1年として計算する。
- 7 第1項から第5項までの規定により計算した在職期間が1年に満たない者の勤続期間は、前項の規定にかかわらず、その端数は切り捨てる。ただし、第7条第1項(同条第2項の規定に該当する者は除く。)又は第9条第1項の規定により退職した者は、この限りでない。
- 8 前2項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(退職手当の端数計算)

第17条 退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

- 第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該 退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継 した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状 況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における 当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が法人の業 務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこと とする処分を行うことができる。
  - (1) 懲戒解雇等処分(賞罰規程第6条第4号の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分をその者の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。)を受けて退職をした者
  - (2) 就業規則第68条第1項の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者
- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該 処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

#### (退職手当の支払の差止め)

- 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
  - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、 次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当 の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
  - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当の額を支払うことが法人の業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 理事長は、第1項又は第2項の規定による一般の退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を行ったのち、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処

分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月 を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行ったのち、当該支払差止処分を受けた者が次条 第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合に は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、理事長が当該支払差止処分を行ったのち、当該支払差止処分後に判明した事実 又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして 当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

## (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
  - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第18条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき 者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、理事長が定める。
- 5 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当の 一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみ なす。

## (退職をした者の退職手当の返納)

- 第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各 号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事 情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額の全部又は一部の 返納を命ずる処分を行うことができる。
  - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、理事長が定める。

5 第18条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

- 第22条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第18条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第18条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、理事長が定める。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第23条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、当該一般の退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第4項又は前条第3項の規定により理事長の定めによる通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項及び第4項に規定する場合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 6 第18条第2項及び第21条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用

する。

7 前項の規定による意見の聴取の手続きについては、理事長が定める。

(退職手当の支給制限等の処分についての諮問等)

- 第24条 賞罰規程第12条に規定する懲戒審査委員会(以下「懲戒審査委員会」という。)は、理事長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議を行う。
- 2 理事長は、第20条第1項第2号若しくは第2項、第21条第1項、第22条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、懲戒審査委員会に諮問しなければならない。
- 3 懲戒審査委員会は、第20条第2項、第22条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を 受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会 を与えなければならない。
- 4 懲戒審査委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 懲戒審査委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 退職手当の支給制限等の処分についての諮問等の手続きその他必要な事項は、理事長が定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

- 第25条 職員が退職した場合(第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 2 職員が引き続いて法人の理事長又は副理事長若しくは地方公務員等(以下「理事長等」という。)となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、理事長等に対する退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規定等により、その者の理事長等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(退職手当の口座振替払)

第26条 この規程の規定による退職手当は、退職手当の支給を受けるべき者から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(補則)

第27条 この規程の実施のための手続その他必要な事項は、理事長が定める。

(制定及び改廃)

第28条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議による。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(退職手当の額の特例)

- 第2条 第7条第1項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第18条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)に係る退職手当に関する部分を除く。)、第8条又は第9条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下である者に対する退職手当の基本額は、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、第7条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 2 第7条第1項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

3 第9条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、第9条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

(引継職員に対する在職期間の特例)

第3条 平成23年4月1日(以下「設立日」という。)において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定及び地方独立行政法人加古川市民病院機構への職員の引継に関する条例(平成23年加古川市条例第1号)により加古川市職員から引き続き法人の職員となった者(以下「引継職員」という。)の第8条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間については、その者の加古川市職員退職手当支給条例(昭和44年8月1日条例第32号。以下「退職手当条例」という。)第9条及び第9条の2の規定による加古川市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その者が加古川市を退職したことにより同条例に基づく退職手当の支給を受けているときは除く。

(引継職員に対する退職手当の調整額の特例)

第4条 引継職員の第14条に規定する退職手当の調整額の基準となる職員の区分については、退職 手当条例第8条の4に規定する職員の区分を含めるものとする。ただし、その者が加古川市を退職し たことにより同条例に基づく退職手当の支給を受けているときは除く。

(引継職員に対する退職手当の経過措置等)

第5条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、引継職員の退職手当の特例及び経過措置 については、設立日の前日に職員が適用受けていた退職手当条例の例による。

(雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に退職した承継職員に対する経過 措置)

- 第6条 引継職員のうち、平成23年4月1日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に法人を退職したものであって、その退職した日まで加古川市の職員として在職したものとしたならば退職手当条例第12条の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。
- 2 前項の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、第16条第1 項から第8項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨 てる。
- 3 第19条第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第1項の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当の支給を受けない者とみなす。
- 4 第19条第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者が第19条第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第1項の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当は、支払わない。
- 5 第21条第1項、第22条、及び第23条第1項から第4項までの規定により理事長が全部又は一部の返納または納付を命ずる処分を行うことができる一般の退職手当の額からは、次の額を除外する。 退職をした者が当該一般の退職手当の支給を受けていなければ加古川市の失業者の退職手当支給規則(昭和51年規則第9号)第2条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額
- 6 第21条第1項の規定にかかわらず、当該退職をした者が加古川市の失業者の退職手当支給規則第 2条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができ る場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当については、理事長は、第21条第1項の規 定による処分を行わない。

(神戸製鋼所より移行した職員等の退職手当)

- 第7条 加古川市と株式会社神戸製鋼所(以下「神戸製鋼所」という。)との間における平成22年10月5日付事業譲渡契約により平成23年4月1日(以下「設立日」という。)付で神戸製鋼所より法人に転籍した職員(以下「神鋼転籍職員」という。)が退職した場合の一般の退職手当の額は、次項の規定により計算された退職手当の額に、第3項の規定により計算された退職手当の額を加算した額とする。
- 2 次の第1号により計算した額から第2号により計算した額を控除した金額。なお、第14条の調整額の計算及び附則第2条各項における勤続期間の計算については、設立日以降の期間についてのみ行う。
  - (1) 神戸製鋼所における従業員退職金規程が適用される職員となった日(以下「神鋼採用日)を 法人の職員となった日とみなして、第7条から第14条まで及び第16条から第17条の規定に基づき 計算された退職手当の額(設立日前の在職期間の除算については退職手当条例第9条及びその 他転籍日の前日に加古川市職員に適用されていた退職手当の計算における在職期間の除算に係 る条例及び規則の規定を適用)
  - (2) 前号の規定よる退職手当のうち、設立日前の期間についてのみ計算された退職手当の額(第7条から第9条の計算に係る退職手当基礎額は、法人を退職した日における退職手当基礎額を適用)
- 3 法人を退職した事由と同じ事由(これによる判断がし難い場合は理事長が決定する事由)により神戸製鋼所を平成23年3月31日付で退職したとして同日付で効力を有する神戸製鋼所における従業員退職金規程に基づき計算された退職手当の額。ただし前払い退職金制度及び適格退職年金制度等に基づき既に神戸製鋼所より支給を受けた額を控除する。

附 則 (平成27年10月1日)

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 規程の名称を地方独立行政法人加古川市民病院機構職員退職手当規程から地方独立行政法人加古川市民病院機構医師職退職手当規程に変更する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。 (担任の敷備)

2 規程番号を平成23年第19号から第18号へ改める。

附 則 (2022年3月23日)

この規程は、2022年4月1日から施行し、2015年10月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2022年10月1日から施行する。

附則

この規程は2023年4月1日より施行する。

#### 別表第1(第7条関係)

級号給表

免許取得年度	退職日			
からの経過年	4月1日から	7月1日から	10月1日から	1月1日から
数	6月30日まで	9月30日まで	12月31日まで	3月31日まで
1	1級17号給	1級17号給	1級17号給	1級21号給
2	2級1号給給	2級1号給	2級1号給	2級5号給

3	2、紅星 里,公	2.445 旦.45	2年14	2年4
	2級5号給 2級9号給	2級5号給	2級5号給	2級9号給
4	2級13号給	2級9号給	2級9号給 2級13号給	2級13号給
5		2級13号給		2級17号給
6	3級1号給	3級1号給	3級1号給	3級5号給
7	3級5号給	3級5号給	3級5号給	3級9号給
8	3級9号給	3級9号給	3級9号給	3級13号給
9	3級13号給	3級13号給	3級13号給	3級17号給
10	3級17号給	3級17号給	3級17号給	3級21号給
11	3級21号給	3級21号給	3級21号給	3級25号給
12	3級25号給	3級25号給	3級25号給	3級29号給
13	3級29号給	3級29号給	3級29号給	3級33号給
14	3級33号給	3級33号給	3級33号給	3級37号給
15	3級37号給	3級37号給	3級37号給	3級41号給
16	3級41号給	3級41号給	3級41号給	3級45号給
17	3級45号給	3級45号給	3級45号給	3級49号給
18	4級17号給	4級17号給	4級17号給	4級21号給
19	4級21号給	4級21号給	4級21号給	4級25号給
20	4級25号給	4級25号給	4級25号給	4級28号給
21	4級28号給	4級28号給	4級28号給	4級31号給
22	4級31号給	4級31号給	4級31号給	4級34号給
23	4級34号給	4級34号給	4級34号給	4級37号給
24	4級37号給	4級37号給	4級37号給	4級40号給
25	4級40号給	4級40号給	4級40号給	4級43号給
26	4級43号給	4級43号給	4級43号給	4級46号給
27	4級46号給	4級46号給	4級46号給	4級49号給
28	4級49号給	4級49号給	4級49号給	4級52号給
29	4級52号給	4級52号給	4級52号給	4級56号給
30	4級56号給	4級56号給	4級56号給	4級60号給
31	4級60号給	4級60号給	4級60号給	4級64号給
32	4級64号給	4級64号給	4級64号給	4級65号給
33	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
34	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
35	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
36	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
37	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
38	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
39	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
40	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
41	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
42	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
43	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
44	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給
45	4級65号給	4級65号給	4級65号給	4級65号給

# 別表第2(第7条関係)

退職手当基礎額表

延帆丁	日至诞银衣			
号給	1級	2級	3級	4級
2	240, 200円	314,300円	370,600円	469, 400円
3	242,700円	317,400円	373, 500円	471,700円
4	245, 200円	320,500円	376, 400円	474,000円
5	247,600円	323,400円	379, 200円	476, 300円
6	251,400円	326,500円	382, 100円	478, 500円
7	255, 200円	329,600円	385,000円	480,700円
8	259,000円	332,700円	387, 900円	482,900円
9	262,600円	335,600円	390,600円	485, 200円
10	266, 600円	338,900円	393, 500円	487, 300円
11	270,600円	342, 200円	396, 400円	489, 400円
12	274,600円	345,500円	399, 300円	491,500円
13	278, 500円	348,600円	402,000円	493,600円
14	282, 500円	351,800円	404,800円	495, 700円
15	286, 500円	355,000円	407,600円	497,800円
16	290, 500円	358, 200円	410, 400円	499, 900円
17	294, 300円	361,300円	413,000円	502,000円
18	297, 900円	365,000円	415, 700円	504,000円
19	301,500円	368,700円	418, 400円	506,000円
20	305, 100円	372,400円	421, 100円	508,000円
21	308,800円	376,000円	423,600円	509,800円
22	312,600円	378,800円	426, 100円	511,700円
23	316, 300円	381,600円	428,600円	513,600円
24	320,000円	384,400円	431, 100円	515, 500円
25	323,600円	387,300円	433, 400円	517, 200円
26	326, 500円	389,900円	435,800円	519,000円
27	329, 300円	392,500円	438, 200円	520,800円
28	332, 100円	395, 100円	440,600円	522,600円
29	335,000円	397,500円	442,900円	524, 500円
30	337, 400円	399,800円	445, 300円	526, 300円
31	339,800円	402,100円	447, 700円	528, 100円
32	342, 200円	404,400円	450, 100円	529, 900円
33	344,600円	406,800円	452, 400円	531,700円
34	347, 100円	408,900円	454,700円	533, 500円
35	349,600円	411,000円	457,000円	535, 300円
36	352,100円	413,100円	459, 300円	537, 100円
37	354,500円	415,300円	461,500円	538,800円
38	356, 900円	417,300円	463,800円	540, 400円
39	359, 300円	419,300円	466, 100円	542,000円
		•		

40	361,700円	421, 300円	468, 400円	543,600円
41	364,000円	423, 400円	470,500円	545, 200円
42	365, 500円	425, 400円	472,600円	546,600円
43	367,000円	427, 400円	474, 700円	548,000円
44	368, 500円	429, 400円	476,800円	549, 400円
45	370, 100円	431,500円	478, 900円	550,600円
46	371,600円	433, 300円	480,700円	551,600円
47	373, 100円	435, 100円	482,500円	552,600円
48	374,600円	436,900円	484, 300円	553,600円
49	375, 900円	438,800円	486,000円	554,700円
50	376, 900円	440,600円	487,800円	555,600円
51	377, 900円	442, 400円	489,600円	556, 500円
52	378, 900円	444, 200円	491, 400円	557, 400円
53	380,000円	446,100円	493,000円	558, 300円
54	380,900円	447, 900円	494,800円	559, 200円
55	381,800円	449,700円	496,600円	560, 100円
56	382,700円	451,500円	498, 400円	561,000円
57	383,700円	453, 400円	500,000円	561,900円
58	384,600円	454,600円	501,300円	562,800円
59	385, 500円	455,800円	502,600円	563,700円
60	386, 400円	457,000円	503,900円	564,600円
61	387, 300円	458, 200円	505, 200円	565,500円
62	387,800円	459, 200円	506, 500円	566, 400円
63	388, 300円	460, 200円	507,800円	567, 300円
64	388,800円	461, 200円	509, 100円	568, 200円
65	389, 100円	462,100円	510,300円	569, 100円

## 別表第3(第14条関係)

役職等別調整月額表

職員の区分	調整月額	役職等
		適用範囲
第1号	50,000円	院長
		副院長
		院長補佐
第2号	45,850円	部長
		副部長
		次長
		センター長
		副センター長
第3号	41,700円	主任科部長
		特任科部長
		科部長

		科副部長
		主任医長
		医長
		室長
第4号	33, 350円	
第5号	25,000円	
第6号	20,850円	一般医師
第7号	0円	専攻医